

平成 16 年度丸亀市包括外部監査（旧丸亀市）

結果及び同結果に付された意見に基づき

財政的援助団体等が講じた措置の通知内容

平成 17 年 9 月

丸 亀 市 監 査 委 員

丸亀市監査委員公表第1号

平成16年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、丸亀市長から通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年8月25日

丸亀市監査委員 大岡 正典

丸亀市監査委員 小野 健一

目 次

第1 報告の内容

財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について

(1) 財団法人ミモカ美術振興財団	1～4
(2) 財団法人丸亀市福祉事業団	4～7
(3) 財団法人丸亀市体育協会	7～12
(4) 丸亀市土地開発公社	13～14
(5) 有限会社丸亀市水道サービス協会	15
(6) 社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会	15～19
(7) 社団法人丸亀市シルバー人材センター	20～23
(8) 丸亀市交通対策協議会	24

財政的援助団体等の出納その他の事務の執行について

(財) ミモカ美術振興財団

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
結果	1	一般会計の観覧料収入	観覧料の出納に関しては会計処理が行われていない。	平成 16 年度措置済み。	報告書 11 ページ
結果	2	特別会計収益事業売上	年度末売上の会計処理が行われていない。	クレジットカード売上は、月 2 回の振替へ措置済み。 年度末売上は、決算年度に計上済み。	報告書 11 ページ
結果	3	特別会計収益事業の受託販売	受託販売に係る覚書を作成する必要がある。	巡回展に係る受託販売の覚書は、措置済み。 ただし、販売期間を限定していない冊子は、売り切れる数を発注。	報告書 11 ページ
結果	4	特別会計収益事業の図録(カタログ)の会計処理	一般会計から特別会計に付替えた図録の販売金額が実際原価となっていない。	出版費予算内での執行としているので概算的ではあるが、一般会計の事業収入にはその付け替え額との差額として、他の商品の利益額と合わせて特別会計繰入金で費用で算入されている。	報告書 12 ページ
意見	1	自主事業と受託事業	自主事業の位置付け ミモカ財団が行っている喫茶、ショップの運営以外の事業は、丸亀市美術館が行うべき事業と同じである。	ミモカは美術館運営をする為に設立されており、猪熊画伯の作品維持管理、画伯を顕彰する展覧会の開催及び観覧料の徴収義務以外は自主事業であり、また補助金は不課税であるため現状の危機的財政状況も鑑み、平成 17 年度より賃金については、委託料より補助金に組み替えし人件費に係る消費税の節税に努めている。	報告書 12 ～ 14 ページ

(財) ミモカ美術振興財団

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
意見	1	自主事業と受託事業	ミモカ財団の位置付け	平成5年度財団設立後も市職員が併任で運営に携わっているため、不明確な部分もある。 (現在：市職員2、事務・学芸8、嘱託8、臨時7) 平成18年度から導入される指定管理者制度に対応し、全て指定管理者が運営する。	報告書12～14ページ
意見	1	自主事業と受託事業	自主財源の確保	展覧会・コンサート等では、文化団体及び一般企業文化事業部への助成金の申請を積極的に行っている。	報告書12～14ページ
意見	2	行政コスト計算書	適切な情報開示の仕組みの構築が必要。	平成12年度より「外郭団体及び市から補助金を受けている団体等における情報公開制度」が施行されている。市の情報公開制度に準じている。	報告書14～15ページ
意見	3	猪熊弦一郎美術振興基金	余剰金の取り扱いについて	基金は余剰金の積立ではなく、故猪熊画伯の寄付金を含め ① 財団が制作する故猪熊画伯の著作権を使用した商品の売上の5% ② 著作権使用料 ③ ①②の目的に沿う寄付金その他の収入を積立てるものであり、事業実施に取り崩すには規程の決定を必要とする。 評議員会・理事会において議題として上程いたしたい。	報告書15ページ
意見	4	丸亀市からの補助金	前年度繰越金の予算と決算の差が大きい。 事業収入「展示事業収入」の予算と決算の差異が生じる。	財団経営での赤字決算は出せない為、余裕をもっている。過去の実績を基に観覧料を少なめに算出している状況である。自主事業の補助金余剰金については返還済み。	報告書16ページ

(財) ミモカ美術振興財団

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
意見	5	展覧会チケットの現物管理	チケット受払簿の改善と使用されなかったチケットの廃棄手続きの制度化。	平成 17 年度措置済み。 チケット受払簿記入と廃棄までの管理を徹底する。	報告書 16 ページ
意見	6	収益事業の在庫管理	商品の資産価値 (販売可能額) の疑義。	資産価値の下がった商品の割引販売を検討中。	報告書 17 ページ
意見	7	一般会計と特別会計の賃金振替の可否について	特別会計に計上する賃金算定の基礎となる従事割合が不明確である。	賃金振替は税務署の指導によるものであり、明細を添付提出済み。	報告書 17 ページ
意見	8	一般会計内での賃金振替の可否について	賃金の受託事業部門から自主事業部門への振替について検討すべき。	平成 17 年度は委託料から補助金に組替済み。	報告書 17 ～ 18 ページ
意見	9	給料期末未払額の計上	新年度の 4 月 7 日に支払われる臨時職員の 3 月分賃金及び職員の 3 月分時間外手当等が年度末で未払い計上されていない。	平成 16 年度は計上。	報告書 18 ページ
意見	10	相談役に対する報酬支払いの定期的な検討について	支払いの定期的な検討について。	報酬額は、平成 17 年度 10～20%減額済み。 今後も概ね 3 年毎に見直しをする。	報告書 18 ページ
意見	11	一般会計の自主事業・受託事業の契約	2 社以上からの見積を徴する随意契約及び競争入札が適切である。	指摘のとおり、できる限り複数業者から見積を徴する。	報告書 18 ページ

(財) ミモカ美術振興財団

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
意見	12	特別会計収益事業の契約手続	2 社以上からの見積を徴する随意契約及び競争入札が適切である。	指摘のとおり、できる限り複数業者から見積を徴する。	報告書 19 ページ
意見	14	消費税の処理	消費税は自主・受託・収益事業が行う課税取引に応じて負担すべきである。また、期末の確定消費税等は、年度末の公課費として未払い計上すべきである。	平成 16 年度は措置済み。	報告書 19 ～ 20 ページ

(財) 丸亀市福祉事業団

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
結果	1	使用料の徴収事務 (返金)	生涯学習センター使用料還付申請書に申請者の領収の奥書きを取っていない。	丸亀市生涯学習センター使用料還付申請書 (様式第 4 号) の下段に領収欄を追加し運用している。 なお、領収書を徴していなかったもの (1 件) については徴した。	報告書 23 ページ
結果	2	簿外資産・負債	市民会館、生涯学習センター及び駐車場の使用料について、市への納付が翌月となるため、結果として、平成 16 年 3 月 31 日の貸借対照表に資産・負債が計上漏れとなっている。また、市と福祉事業団の委託契約書に収納現金の払込日に関する規定を追加する必要がある。	平成 16 年度事業団決算書の貸借対照表に平成 17 年 3 月 31 日現在の当該使用料に係る残高を加算して作成し報告した。また、平成 17 年度からは当該残高を開始残高とし帳簿組織に組み入れ誘導法により財務諸表を作成する方法に変更した。 また、平成 17 年度の市と福祉事業団の委託契約から、契約書に収納現金の払込日に関する規定等を追加し契約した。	報告書 24 ページ

(財) 丸亀市福祉事業団

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
結果	3	福祉事業団の決算報告	決算報告中、特別会計としての競艇売店事業について、寄附行為上、事業目的が明確にされていないため所轄官庁等への報告、承認手続きを得ていない。	平成17年2月17日の理事会にて競艇売店事業に係る寄附行為変更の議決を得た後、4月1日付主務官庁の許可を受け、同日付登記を完了した。 また、「平成17年度事業計画書及び収支予算書」は競艇売店事業を加えた内容とした。 なお、「平成16年度事業報告書及び決算書」については所轄官庁等への報告の際、寄附行為変更前の年度であるが競艇売店事業を含めた報告とした。	報告書 24 ページ
結果	4	駐車場の決算書	委託料不足のために予算流用手続きが取られ、委託料として会計処理が行われたにもかかわらず、決算事項別明細書においては賃金に計上している。	平成15年度決算書については、すでに確定した決算であること及び丸亀市側での補正及び予算流用手続きが必要であることから修正はしていない。 今後の予算管理については丸亀市側の補正等のタイミングに合わせて早めの対応を取りたい。 なお、期間損益に影響がないため、16年度決算において前期損益修正損益の計上はしていない。	報告書 24 ページ
結果	5	残業計算	平成16年1月時の残業計算時に残業単価の入力ミスのため、新単価になった4月以前の3ヶ月間、1名分過大に支給されることになった。	給与計算時及びその後の承認過程でのチェックに一層留意していきたい。 なお、過大支給分については平成16年度給与計算にて対応している。	報告書 25 ページ

(財) 丸亀市福祉事業団

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
意見	1	使用料の徴収事務	市民会館、生涯学習センターの使用料について、「使用料残高票」の統一がなされていない。	上記監査の結果に対する措置2. に関連し、平成17年度から帳簿組織に組み入れ誘導法により財務諸表を作成する方法に変更した。 (上記「措置の内容2」参照)	報告書25ページ
意見	5	契約	契約について1社と随意契約しているものがあるが、2社以上から見積書を徴して価格を引き下げる努力をすべきである。	平成17年度契約において、一例として生涯学習センター清掃業務に新規業者を含めて6社から見積書を徴して368千円△6.0%、同空調保守点検業務に2社から見積書を徴して40千円△2.6%契約金額が下がった。	報告書29～30ページ
意見	7	寄付行為上での特別会計としての競艇売店事業の位置付け	寄付行為第4条事業内容において競艇売店事業を収益事業項目として独立別掲すべきと思われる。また、事業目的上にないため、運用規則なども一部しか作成されていない。	上記監査の結果に対する措置3. に関連し、寄付行為の変更等を行い、このことに伴う組織規程、財務規程、就業規則及び特別会計規程の改正を行った。 (上記「措置の内容3」参照)	報告書31ページ
意見	8	特別会計としての競艇売店事業の収支計算	競艇売店事業の事務処理を本部事務局で行っているが、特別会計上経費負担をしていないので応分の経費負担をすべきである。	上記監査の結果に対する措置3. に関連し、寄付行為の変更を行い、このことに伴い「平成17年度事業計画書及び収支予算書」は競艇売店事業を加えた内容とした。当該予算書では、競艇売店事業の利益を丸亀市への寄付とせず収益事業から公益事業への、みなし寄付及び共通経費とするものとしている。なお、収益事業に配賦した金額については、別途、収益事業会計(競艇売店特別会計)から公益事業会計へ共通経費負担金として金銭で交付することとしている。 (上記「措置の内容3」参照)	報告書31～32ページ

(財) 丸亀市福祉事業団

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
意見	9	売店事業における在庫管理	決算時に棚卸在庫として把握しているものは、タバコのみであるので食材や調味料等についても内部統制上の観点から実地棚卸が必要と考える。	食材等の実際の在庫については生鮮食品であること及び仕入サイクルが各レース毎であることから在庫量としては僅少なものである。よって棚卸にタバコほどの時間はかからないと思われるので内部統制上の観点から 17 年度から実地棚卸を行っていきたい。 なお、酒類（ビール・チューハイ・日本酒）については、平成 16 年度決算時より棚卸を行っている。	報告書 32 ページ

(財) 丸亀市体育協会

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
結果	1	財団の事務処理決裁に関する組織上の問題	予算の流用については、常務理事が選任されていないため副会長が代決している。寄付行為第 19、20 条に常務理事の設置が規定されているため、実態と寄付行為を整合させるべきである。	次回の理事会において、常任理事の選任について議案を上程し選任します。	報告書 36 ページ
結果	2	委託契約書	市との委託契約に武道館は県の施設であり含まれていないにもかかわらず管理人を派遣している。 県と市の間で、県立丸亀武道館の管理について書面で確認し、これを受け市と体育協会の委託契約書の委託施設に追加記載する必要がある。	平成 17 年度委託契約分より、丸亀武道館を削除(対象外)しております。(管理人を派遣しない。)	報告書 36 ～ 37 ページ

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
結果	3	使用料の徴収事務	<p>当年度中の使用料については、3月30日までの収入を3月31日に市へ納付し、預金残高をゼロとしている。3月31日の収入は現金として金庫にプールされているが、会計処理を行っていないため、現金、預り金を計上する必要がある。</p> <p>丸亀市会計規則に従い委託契約書に収納現金の払込日に関する規定を追加する必要がある。</p>	平成17年度の契約書に「収納現金の払込日に関すること」を追加記載します。	報告書37ページ
結果	4	支出承認手続き	パソコンのリースとこれに伴う保守契約については、前年度以前からの継続との理由で(起案書兼)支出負担行為決議書を作成していないが、作成すべきである。	平成17年度分から支出負担行為決議書を作成しております。	報告書37ページ
結果	5	退職給与引当金の計上	退職給与引当金として現在、7,200千円が積立てられているが、支給対象者は2名であり、平成16年3月末での期末要支給額は5,315千円であるため、超過額に対する取り崩しが必要である。	平成17年度分より適切に会計処理します。	報告書37ページ

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
結果	6	退職給与引当預金と引当金の関連	<p>資産の部の退職給与引当預金 6,200 千円と、負債の部の退職給与引当金 7,200 千円との間に当期繰入額分 1,000 千円の差が生じている。</p> <p>平成 15 年度の正味財産増減計算書で退職給与引当預金増加額を 1,000 千円計上している以上、貸借対照表の退職給与引当預金も平成 15 年度末付けで増加すべきである。</p> <p>なお、特別スポーツ振興事業引当預金と引当金の間も同様である。</p>	平成 17 年度分より適切に会計処理します。	報告書 37 ページ
結果	7	時間外勤務手当計算単価	<p>時間外勤務手当計算単価について、予算組み時に時間外勤務手当の計上ができておらず、予算超過を防ぐため全員一律に年間を通して通常単価(100/100)で計算している。</p> <p>規定に基づいた本来の支出額を支給し、予算流用措置あるいは翌年度の予算枠自体の増額で対応すべきである。</p>	平成 17 年度より、業務の改善に努め、事務事業の効率化と生産性の向上を図り、予算の範囲内で、事業に支障をきたすことのないよう対応いたします。	報告書 38 ページ
結果	8	婦人部事業特別会計	<p>自販機収入で、婦人部が管理して手数料を受け入れているものがあるが、一般会計、婦人部事業特別会計のいずれも計上されていない。当然に体育協会の雑入として計上し報告されるべきものであり、今後は修正が必要である。</p>	平成 17 年度より自販機の契約を解除し、撤去します。	報告書 38 ページ

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
結果	9	消費税申告	消費税申告において、一般会計の参加費・事業参加負担金 168 千円が課税売上対象からもれていた。	平成 17 年度分より、適切に会計処理しました。	報告書 38 ページ
意見	1	使用料の徴収事務管理	日々の使用料を銀行に預ける際、管理する施設毎に行っているが、表計算ソフトを利用した施設別出納簿が作成されており、事務手続きの省力化と通帳の圧縮のため、銀行入金 は 1 日 1 件でよいと思われる。	平成 17 年度分より、適切に会計処理しております。	報告書 38 ページ
意見	2	現金受入票(領収書)の No. コントロール	体育館他の現金受入票で他の施設の使用料を収納する場合があるが、この現金受入票(控)を他の施設の現金受入票(控)綴りに綴り込んでいる。抽出した現金受入票(控)の連番チェックの結果、不明の 2 件が発見された。	他綴りから発見され、整理・保管されております。	報告書 38 ～ 39 ページ
意見	3	人件費	香川・丸亀ハーフマラソン大会開催事務は、実質的には体育協会が行っており、関連する人件費は体育協会の一般会計に全額計上されている。 体育協会の人件費については、その従事割合等に基づき該当する事業区分に合理的に配分することが適切であると思われる。	香川・丸亀ハーフマラソン大会事業に係る人件費の対応について、その従事割合に基づき合理的に区分経理することは、組織を構成する関係機関との調整、事業実施に係る財源の調達状況、所属する組織の置かれた社会的状況等を総合的に考慮して、現状での対応は困難と思われる。	報告書 39 ページ

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
意見	4	自主事業	<p>体育協会は、平成 15 年度から自主事業のひとつとして「大会エントリー支援事業」を実施している。しかし、体育協会の財政基盤は実費精算的な補助金・受託料収入によっており、昨今の超低金利時代を反映して基本財産の運用収入は乏しく、上記の事業推進に伴うソフト・ハードの環境整備費の確保が困難な状況であるといえる。</p> <p>外郭団体の経営自由化が求められている昨今、民間の企業や団体・個人等に協力を求め、自主財源を確保する活動を実施することも必要と思われる。</p>	<p>自主財源の確保について、これまで以上に積極的に対応します。</p> <p>これまでも事業については、参加料・広告協賛等財源の調達方法も多様化を進め、総事業費の公的資金の割合は年々減少させております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川丸亀ハーフマラソン……………11% ・丸亀オープン水泳大会…………… 7% 	報告書 39 ～ 40 ページ
意見	5	収益事業特別会計	<p>自販機売上収入については、原則として毎月送付されてくる手数料支払明細をもとにしているが、大口の 1 社については、詳細な清算書もなく年に一度期末に振込みがある。</p> <p>支払明細の送付と振込みを月次で行うよう、より一層の指導が必要である。</p>	平成 17 年度より、指摘業者との契約を解除し、関係自販機の撤去を進めております。	報告書 40 ページ

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
意見	6	契約	<p>丸亀市契約規則等に基づく見積り合わせによる随意契約を行っているものは、</p> <p>①丸亀市民体育館清掃業務 ②丸亀勤労者体育センター清掃業務 ③丸亀市総合スポーツセンタープール清掃業務 ④丸亀市総合スポーツセンター周辺 病虫防除施肥業務</p> <p>であり、④以外は、見積り依頼業者の入れ替えが少なく、競争が活性化していない。また、①②は契約を一本にまとめたほうが業者のコスト削減にもつながると思われる。</p> <p>体育館の冷暖房設備保守点検業務については、設置業者と1社随意契約をしているが、2社以上から見積書を徴求する努力をすべきであると思われる。</p>	<p>平成17年度分より、見積り依頼業者の入れ替えも実施し、1社随意契約はありません。</p> <p>(2社以上の見積り徴取済)</p>	報告書 40 ~ 41 ページ
意見	7	決算報告	<p>会計上、引当金として計上されるものの要件は限定されており、「津島基金事業引当金」及び「特別スポーツ振興事業引当金」は、要件を満たさず、正味財産を構成するものと思われる。</p>	平成17年度分より、適切に会計処理します。	報告書 41 ページ

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
結果	1	契約方法	<p>御供所地区東汐入川埋立事業に係る一つの支出負担行為決議書について、契約区分を随意契約とすべきところを誤って競争入札としていた点を指摘された。</p> <p>また、本件は排水路資材の単価契約で、3 業者より購入単価の見積書を徴し、最低価格の業者と随意契約をしたものであるが、単価契約であっても、仕様書案等により合計金額が地方自治法施行令及び丸亀市契約規則の随意契約によることのできる範囲を上回ると予想される場合は、入札方式を採用すべきとの意見が追記された。</p>	<p>支出負担行為決議書の記載の誤りについては、指摘を受け直ちに訂正した。</p> <p>また、今後の契約方法については、監査人の意見を踏まえ、随意契約から入札方式の移行を検討いたしたい。</p>	報告書 44 ページ
意見	1	長期保有土地	<p>当公社が保有する 16 件の土地について、保有状況や簿価と時価との差などを踏まえ、市への早期清算を求めるもの。</p>	<p>平成 17 年度より合併特例債などを活用した、保有土地の早期清算を市に求めていく方針である。</p>	報告書 45 ～ 47 ページ
意見	2	本町公共用地	<p>駅前再開発用地として取得している本町公共用地について、暫定的な土地及び建物の有効利用を求めるもの。</p>	<p>本町公共用地のうち、一つの建物を平成 17 年 3 月に撤去し、その土地を丸亀市の行政財産の目的外使用に準じ、平成 17 年 8 月より民間に有償貸し付けを行うこととした。</p>	報告書 47 ～ 48 ページ

区分	番号	事項	監査の結果・意見（内容要約）	措置及び対応状況	備考
意見	3	御供所地区東汐入川埋め立て事業	御供所地区東汐入川埋立事業において平成 10 年度に実施した漁業補償金の支払いについて、その算定方法に専門機関を利用すべきであったとの指摘を受けた。	特になし。 (今後、必要が生じた場合に監査人の意見を踏まえ対応。)	報告書 48 ページ
意見	4	用地の暫定供用	福島地区開発関連事業用地が、既に競艇場のバスターミナル及び美術館の駐車場として供用されている点を捉え、早急なる丸亀市への引渡しを求めるもの。	当公社としては、意見を踏まえ市に清算を求めるが、市では現在のところ財源確保の面より困難な状況である。	報告書 48 ページ
意見	5	預金	当公社の繰越準備金のうち現金で保管している 1.6 億円については、資金の有効活用の観点から、事業費に使用するか、市からの借入金の返済に充てるべきである。	監査人の意見を踏まえ平成 17 年度より繰越準備金による土地取得を行う方針である。	報告書 48 ページ
意見	6	職員の併任	当公社の職員が丸亀市職員と併任となっているが、併任の辞令が発令されていないのは不適切である。	指摘を受け直ちに職員に辞令を発令した。	報告書 49 ページ

(有) 丸亀市水道サービス協会

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
結果	2	被服支給	被服支給簿等が不備であり、作成する必要がある。	平成 16 年度より水道部に準じて被服貸与簿を作成している。	報告書 51 ~ 52 ページ
意見	3	固定資産取得手続	車両の購入手続きを行う上で、稟議書の検収日付が誤っていた。 検収報告業務を適切に実施する必要がある。	平成 16 年度中途以降で事務処理を行う人員を補強しており、検収報告に限らず、事務処理全般がより適切に行えるようになっている。	報告書 54 ページ

(社福) 丸亀市社会福祉協議会

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
結果	1	臨時職員・嘱託職員の給与に関する規程	臨時職員・嘱託職員の給与に関する規程が整備されていない。	現在、「有期雇用事務局職員就業規則」「嘱託職員就業規則」を作成中であるので、市職員課及び社会保険労務士の助言を得た上で、次回の法人理事会において、承認を得た上で制定し、整備したい。	報告書 60 ページ
結果	2	非常勤職員の賞与	福祉売店短時間従事員の賞与の支給が、正規の手続きを経ずに支給された。	福祉売店の有期雇用従事員（旧短時間従事員）の賞与の支給については、平成 17 年 6 月度は、正規の手続きにより、会長決裁を得た上で支給した。	報告書 61 ページ
意見	1	受託事業の業務委託費	業者への業務委託に関して、市からの委託に係るものについては、丸亀市の契約規則を準用することにより、実質的に市と同様の契約手続きを適用することが望まれる。	随意契約の場合の金額基準等は、丸亀市の契約規則に準じたものとするよう新社協として経理規程に挿入した。 次回開催の理事会に諮る予定。	報告書 61 ~ 62 ページ

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
意見	2	助け合い金庫運営事業	困窮世帯等に対する貸付業務に関して、本人確認ができており、回収努力を継続するものであっても、一定年数を経過したものについては回収可能性に疑義があり、貸倒損失の計上基準及び徴収不能引当金の計上基準を規定化し、計上する必要がある。なお、個人別貸付台帳の残高集計額と決算書の貸付金残高が一致しておらず、回収不能貸付金の処理と合わせて整理する必要がある。	貸付残高の整理については、現在調査中であり、債権の放棄となる事例もあるので、個人別貸付台帳の整理と合わせて本年度末を目途に作業を進めている。 平成 18 年 3 月予定。	報告書 62 ～ 63 ページ
意見	3	コミュニティ助成金	市の補助金対象となるコミュニティ助成金は、住民登録人口割助成金と福祉保健推進委員活動費であるが、いずれも市が直接コミュニティに対して助成すればよいのではないかと考える。	行政担当課との協議により、平成 17 年度から住民登録人口割助成金は市からの直接助成となった。しかし、福祉保健推進委員活動費は、社協が推進する小地域ネットワーク活動の性格が強いため、社協を経由しての助成を継続することで決定した。	報告書 63 ページ
意見	4	訪問介護事業	訪問介護事業等の利用者利用料の現金回収分に関して、会計上未記帳の現金が、一月近く金庫に保管されることは内部統制上好ましくないため、預け入れ頻度を高くするとともに、現金回収した都度、現金増加／未収入金減少に仕訳を認識すべきである。	利用者利用料の自己負担金中の現金回収分の取り扱いについては、平成 17 年 4 月から翌日に銀行預金への入金を行い、仕訳処理をすることとした。	報告書 63 ～ 64 ページ

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
意見	5	領収書の管理・記載方法	<p>介護報酬の個人負担分に関する受領書について、連番が付されてない。</p> <p>受領予定の都度、経理担当者が予定金額を記載の上、回収担当者に渡しているため、受領書自体は一元管理されているが、連番がない場合、事後の検証ができにくく、不正の原因となりやすいため、連番管理を実施すべきである。</p> <p>また、受領書金額欄に別欄として、医療費控除の対象となる金額の記載欄があるが、対象金額がない場合、空欄のままとしている。追加記入を防止する観点から「-」を入れるべきである。</p>	<p>17年4月から領収書には、一連番号を記載したものを使用し、「-」の記載にも注意し、連番管理をおこなっている。</p>	報告書 64 ページ
意見	6	訪問入浴介護事業	<p>訪問入浴介護事業に係る収入は、ここ3年間減少しており、經常活動資金収支差額は2年連続赤字となっている。綾歌町も同事業を実施しているため、合併後も継続する事業であるが、事業の展開方法や設備の更新時期について、検討する必要がある。</p>	<p>訪問チーム従事者1名の削減による人件費負担の軽減を行い、その外、事業運営の合理化を検討している。</p>	報告書 64 ページ

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
意見	7	福祉用具貸与事業	事業規模などの効率性の面及び公益事業として、事業を継続する理由などの観点から、合併後は福祉用具貸与事業から撤退する方針とのことであり、合理的と考える。	平成17年2月1日付け事業廃止し、撤退した。	報告書64ページ
意見	8	居宅介護支援事業	平成15年11月請求分からは、減算対象をより厳格に運用し始めたため、市への平均請求単価が低下し、収入が減少している。実態を再調査の上、減点対象とならないような対策をとるべきである。	運営基準を再確認した上で、平成16年7月請求分から、ケアマネージャー業務から減算の事例をなくした。	報告書64～65ページ
意見	9	人件費の未払計上漏れ	正職員及び事務局嘱託職員の時間外手当について、年度末の未払い計上が行われていない。	年度末の人件費(3月分時間外・通勤手当)の未払い計上は、平成16年度決算時に実施し、平成17年度から、通勤手当は当月支給とした。	報告書65～66ページ
意見	10	人件費の経理区分への割当	一般会計の法人運営事業経理区分に計上されている人件費は、法人運営費補助対象(市補助金対象)であり、正確な金額(人件費)が計上されていない場合、予算及び補助金の精算が現実の業務実態に合致していないこととなる。人件費の計上については、業務実態を適切に反映することが必要である。	検討中である。	報告書66ページ

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
意見	11	業務システムの統合化	介護保険事務について、請求業務と給与計算等業務の統合システムの導入を予定しているが、事務の効率化を促進するため、費用対効果を検討のうえ、早急に対応することが望まれる。	合併により、新ソフトを導入することによってシステムの統合を図った。 平成 17 年 4 月。	報告書 66 ページ
意見	12	売店事業の収益事業としての位置付け	会の活動資金の造成などの目的は理解できるが、外部に運営を委託することにより、より効率的な運営が可能になり、社会福祉協議会の(直営)事業とした場合以上の使用料収入が見込まれるのであれば、業務委託化なども検討すべきである。	検討中である。	報告書 66 ～ 67 ページ
意見	13	売店での売上集計方法	売上数量の管理方法が不十分であると考えられる。今後は、すべての場所(前店等)でのレジ利用、金券販売による管理、現金扱い者と数量記帳者の明確な分離などにより、売上数量管理を改善すべきである。	売り上げの集計方法については、税理士の指導によるレジの管理及び支配人の記帳の方法等の改善をおこなった。 平成 17 年 4 月。	報告書 67 ページ

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
結果	1	残業計算	平成 16 年 1 月分の残業時間の計算時において、集計ミスにより、2 時間分を過大に残業手当を支給している。	原因は、全員を 1 枚の残業命令書にて管理し、月次で各人毎の時間を集計していたため他人との混在が生じたためと思われる。 該当職員には、平成 16 年 8 月分の給与支給時に調整を行った。以後、同様の集計ミスを防ぐため、個人別台帳を作成し計算することにした。	報告書 71 ページ
結果	2	消費税等の計上時期	確定消費税等の予算計上時期については、3 月 31 日に事業年度が完了し、2 ヶ月以内に申告・納付が義務付けられていることから、支払に要する公租公課費を、翌年度の当初予算に計上する方法をとっている。しかし、シニアワークプログラム事業（就職を目的にした、技能講習）に伴う消費税の計上については、仮計算し、事業年度の予算に未払い計上する方法をとっている。今回、通常の消費税予算（翌年度計上）とシニアワークプログラム事業（事業年度計上）との消費税の取扱いが異なっている点について指摘。	シニアワークプログラム事業は、全額が国の雇用保険特別会計で実施される事業であり、前年度の第四半期には事業の内容・予算などが決定され、事業年度当初に交付される協力金・分担収入金には、既に消費税が含まれて交付される。そこで、シルバー人材センターの消費税確定申告における納付税額の負担増を考慮し、この事業分（人件費相当額）の消費税申告額は仮計算のうえ、年度末に租税公課として未払計上で計算する方法をとるよう、国（全シ協）では指導している。 予算管理については、現在、パソコンにて行っているが、同様のソフトがプログラミングされている。（全シ協と（株）野村総研との共同開発による） そのため、現行方式を継続することにした。	報告書 71 ページ

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
意見	1	事業収支の経理処理	<p>シルバー人材センター事業の依頼者からの収入は「配分金収入」として計上される。一方、就業した会員に対しては、「配分金支出」として同額を支出している。通常の場合は同額で一致するが、しかし、中には、契約を履行するために、見積りを上回る会員が就業し、依頼者からは契約金額しか受け取れないものや、またその逆のケースもある。</p> <p>そのため、経理上は、その差額を未収金・前受金等の仮勘定で処理している。</p> <p>これらは、センターが請負または業務委託契約の当事者であるため、その事業から生ずるリスクの負担者であるにもかかわらず、同額とする経理慣行と収益事業課税を避けるための確認を税務当局から受けていることに原因がある。</p> <p>このような経理処理は早急に事故防止の観点から改善を図ることが必要。</p>	<p>シルバー事業は請負・委託契約を基本にして運営しているが、正確な見積書・契約書の作成が困難な場合には、発注者と就業者1人1時間当たりの単価を決めておく、出来高方式の契約方法にする。</p> <p>また、公益法人会計基準では、回収不能債権、いわゆる貸倒引当金の計上は基本的には認められていないので、リスク(未収金)に対しては、最大限に回収の努力をしてもなおかつ、回収できない部分の債権が発生した場合には、回収不能処理(不能欠損)とする。</p> <p>回収不能処理した債権(償却求償権)は、償却債権一覧表又は台帳を作成して管理・回収に努める。(簿外債権)</p> <p>なお、将来にわたり、回収の見込みがなく、かつ管理の実益がないと認められるものは、理事会に諮り、償却求償権の管理事務の停止により事務処理を行い、仮勘定で処理しないこととした。</p> <p>平成17年度より実施。</p>	報告書 71 ~ 72 ページ

(社) 丸亀市シルバー人材センター

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
意見	2	固定資産と修繕費との区分	平成 15 年、市の庁舎整備の一環として、シルバー人材センターの事務所を現事務所に、修繕して、移転した。同事務所には、丸亀市高齢者職業相談室 (国の出先機関で、市から使用料を免除された団体) が 1 階に、香川県縫製組合 (市に使用料を支払い、事務所として使用している団体) が 2 階に同居、老朽化が相当進行している建物であることから、これらの団体の改築要望も受けて、シルバー人材センターが改築工事を行った。この点について、修繕費とみるより、資産価値の増加や耐用年数の延長から見て、資本計上すべきであるとの指摘。	今回の改築にあたり、市と事前協議を行い、工事の基本方針を決定した。 基本方針 ① 市町の合併話が進行しているため、長期的な使用を前提にしない。また、築 75 年の木造建物であり、基礎部分において白アリの被害が相当に進んでいるので、長期的な使用は困難であるため、最小の経費で工事を施工する。 ② 工事の中心は、建物の内外装の塗装と床強度の確保、間仕切り、入り口に木造のスロープ設置をすることなど。 ③ 修繕費の支出方法は、運営費と併せて支出する方法が事務手続上簡単であるので、補助金方式とする。 以上の方針と、基本財産 (土地・建物) が市の普通財産であることなどから、改築部分のみをシルバーの資産として見ることは、不自然であり、修繕費が適切と判断した。 今後同様の資金的支出が発生する場合には、市との事前協議を十分に行いたい。	報告書 72 ページ
意見	3	会費収入	センターでは、会員一人年間 1,000 円の会費を徴しており、年度途中における、未収者リストとその消し込み記録を整備すること。	センターの会費納付規約において、会費の納入時期は、毎月 4 月と定めていることから、機関紙等により、会員への十分な周知を行う。 また、未納者については、7 月に未納入者リストを作成し、文書により催告を行う。その後、電話連絡により、本人の意思確認 (会員として継続するか、退会するか) を行い、処理をする。平成 17 年度より実施。	報告書 72 ページ

(社) 丸亀市シルバー人材センター

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
意見	4	領収証の管理	講習会出席者と負担金収入に1名分の差異があった。同様のミスを生じさせない事務処理を。	指摘のあった差異1名分【700円】については、参加者の家計簿の記録から欠落している人が判明したので名簿を訂正した。 平成16年9月以後、出席者名簿に本人の確認印を押印させる個別管理をとり、領収証については、代表者宛として発行することにした。	報告書72ページ
意見	5	保険契約	会員傷害保険、請負賠償保険、自動車保険を1社随意契約で、契約を締結している。他社との比較検討することが必要。	平成17年度より、2社以上から見積書を徴して、検討する方式に改めた。	報告書73ページ
意見	6	減価償却計算方法	現在、減価償却については、定額法により残存価格10%で計算している。法人税法上は5%まで償却が可能である。財産状態の健全化の観点から、5%に達するまで償却計算を継続することが望ましい。	この件について、国・県と協議を行った。 耐用年数については、一般に大蔵省令「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められた年数に従うことがシルバー人材センター事業では望ましいとの見解であったので、現行の計算方法を継続することとした。	報告書73ページ
意見	7	退職金	常勤職員に係る退職金については、就業規則には、別に定める旨の規程はあるが、実際には退職金に関する規程は整備されていない。	平成17年度3月理事会(平成17年3月22日開催)において、「社団法人丸亀市シルバー人材センター退職金規程」を制定した。	報告書73ページ

区分	番号	事項	監査の結果・意見 (内容要約)	措置及び対応状況	備考
意見	1	事業計画	「5年間事業計画が同じであるのはいかななものか」との指摘あり。	違法駐車追放事業の補助金を削減した。 交通指導員の手当てを1回¥1000とした。 高齢者交通指導の方法を参加、体験型で実施した。	報告書 76 ~ 77 ページ
意見	2	調査活動	調査が活動に反映されてない。	各種会合、キャンペーン時にはシートベルト、チャイルドシート着用率の向上を啓発している。	報告書 77 ページ
意見	3	自主財源の確保	自主財源を確保し、活動の独自色を出して欲しい。	自主財源については考えていない。	報告書 77 ページ
意見	4	人材配置	交通事故相談の件数が少なく、業務内容、勤務形態に問題あり。	相談業務の他、交通教室での指導を実施している。	報告書 77 ~ 78 ページ